

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2022

課題番号：16K03078

研究課題名(和文) 中国清朝とその西南辺境のタイ族国家

研究課題名(英文) Qing China and Tai states located on China's southwestern frontier

研究代表者

加藤 久美子 (Kato, Kumiko)

名古屋大学・人文学研究科・教授

研究者番号：80252203

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：清は西南辺境のタイ族国家に対して1720年代まで改土帰流(直轄地化)を進めたが、マラリアにより内地からの移住が困難なことなどにより最南部のシブソンパンナーでの改土帰流は断念した。シャン州東部のタイ族国家については、1750年代まではそこでの争いが清の境域内へ波及するのを防ぐのみであったが、1760年代の清緬戦争ではシャン州東部まで清軍は攻め入った。雲南南部を含め、この地域のタイ族国家には、以前からビルマ王朝との関係があったことを清はこのころ知った。シブソンパンナーについては、ビルマとの関係は黙認したが、中国の官僚に任命された現地のタイ族支配者(土司)が清の境域外に出ることは禁じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の研究成果は、近世のアジアにおいて国と国との境界領域とはどのようなものであったのか、近代以降の国境とはどのような点で違っていったか、などの問いに、中国の清によるその西南辺境認識という事例研究から、一つの答を出したという意義を持つ。

研究成果の概要(英文)：The Qing deposed certain Tai chieftains in southern Yunnan, replacing them with Chinese officials, through the Gaituguiliu policy before 1728. However, the implementation of Gaituguiliu was discontinued in Sipsongpanna, a Tai state at the southernmost tip of Yunnan, due to the high mortality rate amongst Chinese immigrants caused by malaria and the migration of native inhabitants further south.

The Qing prevented disputes in the eastern Shan States from spreading into Yunnan. However, the Qing army did not advance to the eastern Shan States before the Qing-Burma War. During the war the Qing gathered information and knew that the Tai states in southern Yunnan, eastern Shan States, and northern Thailand had had close relations with the Burmese dynasties. While the Qing tolerated the Tai states in Yunnan continuing their relations with Burma, they prohibited the Tai chieftains, appointed as Chinese officials under the Tusi system, from leaving their designated regions for Burma.

研究分野：東南アジア史、タイ族史

キーワード：タイ族 清 シブソンパンナー ビルマ シャン州 タイ北部 車里宣慰 チェントウン

## 1. 研究開始当初の背景

中国清朝がその西南辺境のタイ Tai 族国家をどのように位置付けどのように扱ったかについての、日本人研究者による研究としては、まず長谷川清の研究の存在が重要であった。長谷川は、シブソンパンナーという雲南最南部に位置したタイ族国家の政治支配組織と統治領域を論じた 1982 年の論文で、清朝がシブソンパンナーに対して政治的影響力を強めていく過程を追った。長谷川は、『普洱府志』、『清史稿』、『雲南通志稿』などの史料により、雍正年間後半(1729 年ごろから 1735 年まで)に清朝がシブソンパンナーに対して大きな変化をもたらしたことを示した。すなわち、改土帰流(土着の支配者から支配権を奪い、そこに内地にあるのと同様の行政単位を設置して直轄地化し、清朝が派遣した官僚により治めさせること。シブソンパンナーでは、実際には土着の支配者は廃されなかった。) 普洱府の設置、シブソンパンナー内の地方国首長の土司(中国が土着の非漢族支配者に与える官職)への任命、賦税の開始である[長谷川 1982: 132-136]。それらを初めて指摘したという点で長谷川論文は高く評価できるが、漢文史料のみを使いタイ族側のタイ語史料を参照していないという点は惜しまれる。その後、清朝とタイ族国家との関係を直接扱った研究は、報告者加藤の 1997 年の論文[Kato1997](内容については後述)まで存在しなかった。

一方、清朝の雲南経営については、森永恭代の研究が存在した[森永 2007、2008]。森永は雍正期から乾隆初期にかけて清朝がどのように雲南経営をおこなったかを明らかにした。そこで示された枠組みは、この時期の清朝が雲南辺境とその隣接地域にあったタイ族国家にどのように働きかけたかを考える際に踏まえておくべきものであった。

国外の研究としては、中国人研究者による研究が多くあった。江応樑の『傣族史』は、主に漢文史料をもとに、現在の中国領域内のタイ族の歴史を古代から現代まで追ったものであった。清朝とタイ族国家との関係については、改土帰流について検討がなされた[江 1983]。一方、刀永明の『車里宣慰使世系集解』は、シブソンパンナーの王統年代記とそれに類するタイ語史料計 13 種を比較対照し、さらに漢文史料も参照することにより、各王(中国王朝からの位置づけでは土司)の時代に起こった事件を詳述した研究であった[刀 1989]。朱徳普の「西双版纳召片領(車里宣慰使)世系考釈」も、各種のシブソンパンナー王統年代記と漢文史料の検討に基づいた考証を、シブソンパンナーの王の治世順に並べたものであった[朱 1993]。刀、朱ともに、通時代的検討の一部として、清代の事象について言及していた。

これら中国の研究は、タイ族国家の成立期から時代を追って記述する中で清代のことも記すというスタイルをとっており、個々の事象の考証という点では非常に参考になるものの、中国とタイ族国家との関係やその変化を論じようという問題意識は希薄である。

中国以外の研究では、清朝による雲南辺境への対応の変化をたどった Giersch の研究が重要である[Giersch 2006]。Giersch は、清朝の官僚たちがタイ族支配者たちに中国のやり方を一方的に押し付けようとしたのではなく、時にはタイ族の儀式・政治的象徴・伝統も用いながらタイ族支配者たちの忠誠を勝ち取っていったことを論じた。この視点は他の研究にはない独創的な視点である。

清朝とタイ族国家との関係については、報告者の加藤は研究開始当初の段階では、1720 年代から 1730 年代にかけての時期と 1837 年前後のそれぞれについて、研究論文を発表していた。

前者は、前述の長谷川論文とほぼ同時期を扱ったものだが、タイ族側の史料も利用した点、改土帰流の試行にとともに起こった反乱について分析した点、経済的背景やシブソンパンナー近隣のタイ族国家の状況も考慮した点で長谷川と異なる。この研究によって、シブソンパンナー内の有力な地方国首長が清から官職を与えられシブソンパンナー内の政治権力が多極化したことなどにより、清朝の影響力が浸透しやすい状況になったことが明らかになった [Kato 1997]。

後者は、『普洱府志』によってタイ族諸国に対する清朝の公的認識について議論する一方で、イギリスの使節として 1837 年にタイ族諸国を訪れたマッククラウドの日誌を史料として、タイ族諸国と清朝との関係を、貢納・税、

朝貢関係、政治・文化への影響の各方面から論じた。この研究によって、1837年の段階でシブソンパンナーは中国の命令系統の末端に位置付けられており、その支配者たちもかなり中国文化の影響を受けていたことが明らかとなった [Kato 2015]。

では、清の支配がより直接的にシブソンパンナーに及び始めた1720年代～1730年代と、すでにシブソンパンナーが清朝の影響力をかなり強く受けていた1837年の間に、清朝はどのようにしてシブソンパンナーやその近隣のタイ族諸国との関係を深めていったのだろうか。本研究計画は、この時点では明らかにされていなかった、この課題に迫ろうとして立案されたものであった。

#### <引用文献>

長谷川清 1982「Sip Song Panna 王国（車里）の政治支配組織とその統治領域—雲南傣族研究の一環として」『東南アジア 歴史と文化』11

森永恭代 2007「清代雍正期における鄂爾泰の雲南経営：改土帰流と地域開発」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』6、2008「清代乾隆初における張允隨の雲南経営：改土帰流後の雲南と金沙江開鑿工事」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』7

Giersch, Charles Patterson 2006. *Asian Borderlands: The Transformation of Qing China's Yunnan Frontier*. Harvard University Press.

Kumiko Kato 1997. "Changes in Sipsongpanna in the Eighteenth Century :focusing on 1720s and 1730s" 『名古屋大学文学部研究論集（史学）』43号、1-18頁

2015. "Qing China's View of Its Border and Territory in Southernmost Yunnan in the 1830s: Analyses of Historical Sources Concerning Sipsongpanna" *Journal of the School of Letters, Nagoya University*, Vol. 11.

刀永明 1989『車里宣慰使世系集解』雲南民族出版社

江応樑 1983『傣族史』四川民族出版社

朱德普 1993「西双版纳召片領（車里宣慰使）世系考釈」『泐史研究』雲南人民出版社

## 2．研究の目的

本研究は、中国清朝がその西南辺境のタイ Tai 族国家をどのように位置付けどのように扱ったかを明らかにすることを目的とした。検討した時代は1680年代から1770年代までの約百年間であった。

清の西南辺境、すなわち現在の中国雲南省南部からミャンマーのシャン州東部にあったタイ族国家には、シブソンパンナー（車里）、チェントウン（孟良）、チェンケン（整欠）、ムンレム（孟連）などがある。そのうちもっとも関連史料が多く研究も多いのがシブソンパンナーであるので、本研究でもシブソンパンナーの事例を中心に検討が進められた。検討にあたってはビルマ（ミャンマー）やタイ北部の勢力との関わりにも注目し、中国史研究と東南アジア史研究の双方へ貢献できる成果を出すことを目指した。

## 3．研究の方法

漢文史料とタイ語史料を用いて検討した。漢文史料は、『清実録』、『宮中檔』を中心として使用した。タイ語史料は、シブソンパンナー、チェントウン、チェンケンの王統年代記を主に使用した。詳細は以下のリストの通りである。

#### <主な史料のリスト>

『大清聖祖仁皇帝實録』、『大清世宗憲皇帝實録』、『大清高宗純皇帝實録』

国立故宮博物院編輯『宮中檔雍正朝奏摺』、『宮中檔乾隆朝奏摺』

康熙『雲南通志』、倪蛻輯『滇雲歷年傳』、道光《普洱府志》。

『清史列傳』、『清史稿』

李佛一（編訳）1946『泐史』国立雲南大学西南文化研究室（シブソンパンナーの王統年代記の中国語訳）

雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989『車里宣慰使世系集解』雲南民族出版社。（シブソンパンナーの王統年代記の書写版および中国語訳収録）

*The Chiang Mai Chronicle* (English translation) in Wyatt, David. K. and Aroonrut Wichiankeo 1998 *The Chiang Mai Chronicle (the second edition)*. Chiang Mai: Silkworm Books.

*Chronicles of Chiang Khaeng* (English translation and Thai Transcription) in Grabowsky, Volker and Renoo Wichasin 2008 *Chronicles of Chiang Khaeng: A Tai Lu Principality of the Upper Mekong*. University of Hawai'i Press.

*The Jengtung State Chronicle* (English translation) in Sao Saimong Mangrai 1981 *The Padaeng Chronicle and the Jengtung State Chronicle Translated*. The Center for South and Southeast Asian Studies, University of Michigan.

*Tamnang Mong Yawng* (Thai transliteration) in Thawi Sawangpanyangkun transliterated, 1984 *Tamnang Mong Yawng* (in Thai), Chiang Mai: Thailand.

*Phunmuang Chiang Saen* (Thai transliteration) in Sarasawadee Ongsakul 2003 *Phunmuang Chiang Saen* (in Thai). Department of History, Faculty of Humanities, Chiang Mai University.

#### 4. 研究成果

史料の分析により、以下のことが明らかになった。

1) 清初までは雲南南部に中国王朝の直接的支配はごく部分的にしか及んでおらず、土着の有力者には土司、土官の官職が与えられ実質上は彼らによる支配が認められていた。17世紀末になると、土司、土官の職を廃して官僚を派遣し（流官）、清の直轄地として支配する（改土歸流）地が増えていく。

清はシブソンパンナー（車里）のすぐ北の威遠と鎮元において、1724年と1726年（雍正2年、雍正4年）にそれぞれ改土歸流をおこなった。次いで1728年から、シブソンパンナーのうちメコン河東岸に位置するムンハムと攸楽の改土歸流が試みられた。だが、この改土歸流は実現されなかった。その経緯は以下のようである。

清が、シブソンパンナーを構成する中心的な地方国（ムンと呼ばれる、盆地を基盤とするタイ族の政治統合）の一つであるムンハムの支配者を捕らえて殺害し、タイ族支配者による統治を廃したことにより、清に対する「反乱」が起こり、その地のタイ族の多くは現在のラオス方面に逃げてしまった。また、ムンハムに中国式の町を建設しようとしたが、町の建設のために派遣された官吏や工匠のほとんどがマラリアなど熱帯病で死亡し、その計画をとりやめざるをえなくなった。一方、シブソンパンナーで生産される茶は重要な産品だったが、タイ族支配者を廃さなくても、茶の産する高地では、人々（非タイ族）に茶を生産させ集荷することができた。結果、シブソンパンナーの中でも標高が比較的高く熱帯病の危険が少ない場所のみに中国式の町が築かれた。そのうち、シブソンパンナーの北部の、タイ族支配者のいない地に1729年（雍正7年）に設置された普耳（プーアル）府は、茶の集荷地となっていった（普耳茶、プーアル茶）。また思茅には1735年に現地のタイ族政権を残したまま思茅庁が設置され、思茅庁を通してシブソンパンナーの支配者たちが清朝とつながる体制が作られた。

2) 普耳府設置以降、シャン州東部は「普耳府辺外」と認識されるようになり、そこに位置したチェントウン（ケントウン、ムアンケン）、ムンヨン（ムアンヨン）、チェンケンなどのタイ族国家の動静は清の注意をひくようになった。当時、北タイのチェンセンはビルマの復興タウングー朝（ニャウンヤン朝）の支配下であり、シャン州東部も復興タウングー朝に従属していた。雲南南部のタイ族国家の支配者たちは、中国の土司に任命されていたが、同時に復興タウングー朝にも朝貢していた。

『清実録』の1742年の記事にはチェントウンの王位継承争い（起こったのは1739年か？）についての記述

があり、1749年の記事にはムンヨンとチェンケンの争いがシブソンパンナーのムンロンに波及しそうなことや復興タウングー朝とその治下にあった北タイのチェンセンからシブソンパンナーへ手紙が送られたことについての記述がある。それら事件への清側の位置づけと対応からは、清がシャン州東部を清の境域外にある地域と認識していたこと、要害を守って外部勢力の境域内（「我疆」、「内地」）への侵入を防ぐのが清の基本的対応であったこと、土司に任命されているタイ族支配者が「任地」を離れて清の境域外であるシャン州東部に出るのを禁じたことなどがわかった。また、現在のタイ国北部にあったタイ族国家チェンセンがビルマに服属しており、ムンヨンとチェンケンがチェンセンに「所属」しているという情報を、清側はこの時点で得たようである。しかし清はタイ族国家間の関係については十分な知識を持たず、自らの立場から見た解釈をするにとどまっていた。

3) 1752年に成立したビルマのコンバウン朝は、復興タウングー朝がそうしていたのと同様に、シャン州東部から雲南南部にかけてのタイ族国家を朝貢国として服属させようと、1760年代半ばに同地域に侵攻した。雲南南部の土司地域を「内地」と見なしていた清は武力で対抗し、清緬戦争が勃発した。清は、外部勢力が土司地域へ侵入するのを防ぐのみであったそれまでのやり方を転換し、1766年初めには敵軍をシャン州東部まで追っていったその「巢窟」をたたき根絶やしにすることを目指すようになった。清は、同年4月にチェントウン、チェンケンを占領し、清に帰順したチェントウン、チェンケン、ムンヨンの支配者を土司に任命した。また、同年11月の『清実録』の記事には、北タイのチェンマイ、チェンセン、チェンラーイの頭目が帰順したので土司職を与えたとも書かれている。清はシャン州東部・タイ北部のタイ族国家の支配者をも清の土司としようとしたのである。だが1767年前半までにこれらの地は再びビルマの影響下に入り、清が接触することはできなくなった。清は、雲南南部、シャン州東部、北タイ地域のタイ族国家について情報を収集し、これらがかつてからビルマ王朝の影響下にあったことを1768年になって明確に知るに至った。これを踏まえ、清は、雲南南部のタイ族国家支配者が清の土司でありながらコンバウン朝にも朝貢するのを黙認することとなった。

4) シブソンパンナーの支配者は清によって車里宣慰使に任命されていたが、1773年に当時の車里宣慰使の刀維屏はシブソンパンナーを離れビルマ側に逃げた。当時の皇帝であった乾隆帝は、刀維屏の逃亡を知った時、土司職にあった者が「任地」を離れたことを非難したが、車里宣慰使自体を廃しようとはしなかった。しかし雲貴総督の彰宝が車里宣慰使を廃して營（緑営軍の地方単位）を置く「改土歸流」を進言すると、皇帝は許可した。その後、1777年に刀維屏は戻ってきて再度清へ帰順し宣慰使の職に戻りたいと願ったが、皇帝は車里宣慰使を復活させなかった。だが、營の士官や兵士がマラリアのため多数死亡し營による統治が維持できなくなると、車里宣慰使を復して刀維屏の弟の刀士宛をその職に就けた。以上から、当時の清は1)土司制度維持と改土歸流とでは、可能ならば改土歸流が望ましいが、改土歸流に困難があれば土司制度を継続してもよいと考えていたこと、2)タイ族支配者が土司職に任命された場合、清の境域外へ出ることは許されないと考えていたことが分かる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 Kumiko Kato	4. 巻 5
2. 論文標題 'Qing China's View of the Eastern Shan States and Northern Thailand in the 1760s'	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『名古屋大学人文学研究論集』(The Journal of Humanities, Nagoya University)	6. 最初と最後の頁 235-249
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Kumiko Kato	4. 巻 4
2. 論文標題 'Qing China's View of the Eastern Shan States and Northern Thailand in the Mid-eighteenth century'	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『名古屋大学人文学研究論集』(The Journal of Humanities, Nagoya University)	6. 最初と最後の頁 313-324
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Kumiko Kato	4. 巻 1
2. 論文標題 'Qing China's View of the Sipsongpanna in the 1720s'	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『名古屋大学人文学研究論集』(The Journal of Humanities, Nagoya University)	6. 最初と最後の頁 167-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Kumiko Kato	4. 巻 6
2. 論文標題 'Abolishment and Reestablishment of Cheli Xuanweisi in the 1770s: How Qing China Dealt with the Escape and Resubmission of the Family of the Supreme Ruler of Sipsongpanna'	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『名古屋大学人文学研究論集』(The Journal of Humanities, Nagoya University)	6. 最初と最後の頁 239-249
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 井上進、加藤久美子	4. 巻 47
2. 論文標題 「『清実録』中の雲南省南部（シブソンパンナー）・シャン州東部・タイ北部関連記事訳注：乾隆年間（一）」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『名古屋大学東洋史研究報告』	6. 最初と最後の頁 107-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 加藤 久美子
2. 発表標題 「18世紀半ばにおける、北部タイおよびビルマ・シャン州東部地域に対する中国清朝の認識」
3. 学会等名 日本タイ学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Kumiko Kato
2. 発表標題 "Borders and Migration in the Upper Mekong region: Historical perspective"
3. 学会等名 Modernity, mobility, and gender in the Upper Mekong region: Anthropological and historical perspectives (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 加藤 久美子
2. 発表標題 「雲南南部に対する清の認識 18世紀前半の車里に対する認識を中心として」
3. 学会等名 名古屋大学東洋史研究会大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 加藤 久美子
2. 発表標題 「雲南最南部のタイ族地域に対する18世紀半ばの清の認識」
3. 学会等名 広島史学研究会大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kumiko Kato
2. 発表標題 "Qing China 's View of the Sipsongpanna in the 1720s and 1730s"
3. 学会等名 13th International Conference on Thai Studies (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------